

埼玉県後期高齢者医療広域連合
保険料課 高林・笠原
電話：048-833-3120
FAX：048-833-3471
E-mail：hokenryou@saitama-koukikourei.jp

令和2年2月18日

令和2年度・令和3年度埼玉県後期高齢者医療保険料率について

後期高齢者医療制度の保険料は、高齢者の医療の確保に関する法律により、2年ごとに見直すこととされています。

令和2年度・令和3年度の保険料率については、令和2年2月18日開催の埼玉県後期高齢者医療広域連合議会令和2年第1回定例会において、下記のとおり決定されました。

1 保険料率の改定

保険料率	令和2・3年度 (A)	平成30・31年度 (B)	比較 (保険料：A-B)
均等割額	41,700円	41,700円	据置
所得割率	7.96%	7.86%	0.1ポイント増
1人当たり保険料 (軽減前)	90,657円	90,663円	▲6円
1人当たり保険料 (軽減後)	76,481円	74,018円	2,463円

※1人当たり保険料(軽減後)は、低所得者等に対する保険料の軽減措置後の額
保険料については、いずれも保険料率算定時点における2年間の想定平均額

○高齢化の進展による被保険者数や医療給付費の増加が見込まれる中、財政上の剰余金(基金)152億円を活用して保険料率上昇を抑制。

○低所得者への影響が大きい均等割額については現行と同額を維持。

2 その他

高齢者の医療の確保に関する法律施行令の一部改正により、令和2年度以降の保険料について次のとおり変更となります。

(1) 保険料の賦課限度額が、現行の62万円から64万円に引き上げられます。

(2) 保険料の軽減判定所得を算定するための、世帯の被保険者数に乘じる金額が、均等割5割軽減については28万円から28.5万円に、2割軽減は51万円から52万円に引き上げられます。

参考 1. 保険料の計算方法

年間保険料 (上限 64 万円)	=	均等割額 (41,700 円)	+	所得割額 (賦課のもととなる所得金額×7.96%)
----------------------------	---	---------------------------	---	-------------------------------------

参考 2. 保険料額の比較

【年金収入のみ・単身者の例】(ただし、元被扶養者を除く)

公的年金収入	R 2・3	H30・31	増減額
	保険料額 (年間:R02)	保険料額 (年間:R01)	
年額 80 万円まで (R 1 : 均等割 8 割軽減、所得割なし) (R 2 : 均等割 7 割軽減、所得割なし)	12,500 円	8,340 円	4,160 円
年額 153 万円まで (R 1 : 均等割 8.5 割軽減、所得割なし) (R 2 : 均等割 7.75 割軽減、所得割なし)	9,300 円	6,250 円	3,050 円
年額 168 万円 (R 1 : 均等割 8.5 割軽減) (R 2 : 均等割 7.75 割軽減)	21,300 円	18,040 円	3,260 円
年額 196.5 万円 (R 1 : 均等割 2 割軽減) (R 2 : 均等割 5 割軽減)	55,400 円	67,550 円	▲12,150 円
年額 220 万円 (R 1 : 均等割軽減なし) (R 2 : 均等割 2 割軽減)	86,600 円	94,360 円	▲7,760 円

○国により講じられていた軽減特例の見直しにより、低所得者の均等割軽減が変更になります。

令和元年度：8 割軽減 ⇒ 令和 2 年度：7 割軽減

令和元年度：8.5 割軽減 ⇒ 令和 2 年度：7.75 割軽減

【年金収入のみ・元被扶養者であった単身者の例】

公的年金収入	R 2・3	H30・31	増減額
	保険料額 (年間:R02)	保険料額 (年間:R01)	
年額 80 万円まで (R 1 : 均等割 8 割軽減、所得割なし) (R 2 : 均等割 7 割軽減、所得割なし)	12,500 円	8,340 円	4,160 円
年額 168 万円まで (R 1 : 均等割 8.5 割軽減、所得割なし) (R 2 : 均等割 7.75 割軽減、所得割なし)	9,300 円	6,250 円	3,050 円
年額 196.5 万円 (R 1 : 均等割 2 割軽減、所得割なし) (R 2 : 均等割 5 割軽減、所得割なし)	20,800 円	33,360 円	▲12,560 円
年額 220 万円 ※ (R 1 : 均等割軽減なし、所得割なし) (R 2 : 均等割 2 割軽減、所得割なし)	33,300 円	41,700 円	▲8,400 円

○元被扶養者とは、後期高齢者医療制度の資格を取得する前日に、被用者保険の被扶養者であった方です。

※年額 220 万円の場合の保険料額は、資格取得後 2 年を経過している場合の金額です。

資格取得後 2 年を経過するまでの期間が残っている場合、その期間は 5 割軽減が適用されます。